

群馬県機構集積協力金配分基準

令和4年7月22日

群馬県農政部農業構造政策課

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別記3-1の第11の5の規定に基づき、機構集積協力金配分基準を以下のとおり定める。

1 基本方針

担い手への農地集積・集約化の促進及び担い手の経営の維持・発展を支援することを目的とし、群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針の達成に資するよう、本協力金を積極的に活用する。

群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（H26.4設定）

- ・令和5年度末までに、新たに29,000haを担い手に集積し、農地の集積率を66%まで引き上げる。
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）に、機構等を活用して農地の集積・集約化を加速する。

※担い手とは、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者及び④集落営農経営をいう。

2 事業実施の考え方

国から配分された予算の範囲内で配分順位の高い地域または農地所有者から優先して機構集積協力金を交付するため、各協力金の優先順位については以下のとおりとし、機構集積協力金の交付単価は国が示している全国一律の交付単価とする。

（1）各協力金の優先順位

本協力金は、地域の話合いや農地の集約化に重点を置いた事業の推進を図るため、優先順位は、①地域集積協力金（中山間地域）、②地域集積協力金（一般地域）、③集約化奨励金、④経営転換協力金の順とする。

なお、地域集積協力金については、県及び農地中間管理機構が協議のうえ農地中間管理事業の実施に係る重点区域・モデル地区として定めた地域を優先とし、モデル地区として定めた地域を優先した後に重点区域の順とする。またモデル地区間または重点地区間においては、機構の活用率が高い地域を優先する。

(2) 交付単価

要綱別記 3-1 の第 5 の 6 及び 7 のとおり。

優先順位	協力金等の種類	交付単価
1	地域集積協力金	<p>(ア) 一般地域（(イ) の地域以外）</p> <p>a 機構の活用率が 20%超 40%以下：1.0 万円/10a</p> <p>b 機構の活用率が 40%超 70%以下：1.6 万円/10a</p> <p>c 機構の活用率が 70%超 80%以下：2.2 万円/10a</p> <p>d 機構の活用率が 80%超：2.8 万円/10a</p> <p>ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします。</p> <p>(イ) 中山間地域</p> <p>a 機構の活用率が 4%超 15%以下：1.0 万円/10a</p> <p>b 機構の活用率が 15%超 30%以下：1.6 万円/10a</p> <p>c 機構の活用率が 30%超 50%以下：2.2 万円/10a</p> <p>d 機構の活用率が 50%超 80%以下：2.8 万円/10a</p> <p>e 機構の活用率が 80%超：3.4 万円/10a</p> <p>機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、(ア) 及び (イ) の交付単価に 0.5 を乗じた交付単価とします。</p>
2	集約化奨励金	<p>(ア) 地域の団地面積の割合が 10 ポイント以上増加： 1.0 万円/10a</p> <p>(イ) 以下のいずれかの要件を満たす地域：3.0 万円/10a</p> <p>a 地域の団地面積の割合が 20 ポイント以上増加又は</p> <p>b 同一耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が既に 30%以上の「地域」において、1 団地当たりの平均面積が 1.5 倍以上増加</p> <p>機構を通じた農作業受託の農地面積については、(ア) 及び (イ) の交付単価に 0.5 を乗じた交付単価とします。</p>
3	経営転換協力金	<p>交付要件を満たす農地の合計×1.0 万円/10a（上限 25 万円/戸）</p> <p>ただし、機構へ貸し付けられた農地の全部又は一部が、当該貸付けと同一年度内に地域タイプの交付申請を行う「地域」に含まれている場合のみ交付対象とする。</p>

(3) その他

上記の優先順位に基づき協力金を交付することから、交付要件を満たした地域または農地所有者であっても優先順位が低い地域または農地所有者は、協力金の交付を受けることができない場合がある。